

議案第二十一号

赤松地区農道整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日



三朝町長 松村喬成

昭和四十九年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

記

- 一、 工事の名称 団体管赤松地区農道改修工事
- 二、 工事場所 東伯郡三朝町大字赤松地内
- 三、 工事の概要 改修延長九八〇メートル、幅員四、五メートル
路面切込碎石一〇センチメートル
- 四、 事業費 一六、〇〇〇、〇〇〇円
- 五、 事業の実施方法 請負
- 六、 工事の時期 昭和四十九年度から昭和五十一年度まで